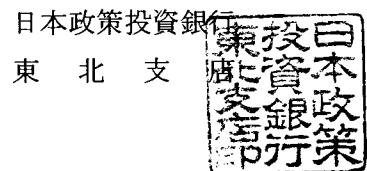




平成 16 年 10 月 5 日

国立大学法人東北大学
理事 北村幸久様



東北大学（三条）学生寄宿舎整備事業について

日頃より、弊行業務にご理解ご協力をいただき大変ありがとうございます。

さて弊行では、平成 11 年 7 月の PFI 推進法「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の成立を受けて、民間の資金やノウハウを活用した英国の社会資本整備手法である PFI (Private Finance Initiative) のわが国への導入と定着に向けて、金融面・情報面からの支援を行っております。

貴学で現在検討されている東北大学（三条）学生寄宿舎整備事業につきましては、今後、提案の受付並びに事業者選定手続きが行われるものと理解しております。

弊行といたしましても、当事業にかかる事業者が選定され、当該事業者からのご要望があった場合には、事業者において責任ある事業体制が組まれることを前提として、当事業に対する融資の検討を行う用意があることをお伝え申し上げます。

なお、本件は実施方針等の公表資料・公開情報等、現時点において弊行が知り得る情報に基づき、弊行の現時点における東北大学（三条）学生寄宿舎整備事業に対する融資検討にかかる考え方を表明するものであり、融資検討の結果、弊行が融資を行うことを確約するものではないことを申し添えます。